

保護取扱規程

昭和 35 年 5 月 16 日
岐阜県警察訓令第 7 号

改正 昭 36 県警察訓令 7 号・同 11 号、昭 52 県警察訓令 6 号、昭 55 県警察訓令 8 号、昭 63 県警察訓令 8 号、平 13 県警察訓令 26 号、平 16 県警察訓令 6 号、平 19 県警察訓令 34 号、平 20 県警察訓令 13 号、平 26 県警察訓令 12 号、令 2 県警察訓令 23 号

第 1 章 総則

(この規程の目的)

第 1 条 この規程は、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号。以下「警職法」という。）第 3 条及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和 36 年法律第 103 号。以下「酩酊者規制法」という。）第 3 条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(保護についての心構え)

第 2 条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもってし、個人の基本的な人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第 3 条 警察署長は、保護について全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署に保護主任者を置き、生活安全課長をもって充てる。

3 保護主任者は、警察署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設へ収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。

4 保護主任者が不在の場合は、当直長又は警察署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

第 2 章 保護

(保護の着手)

第 4 条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合は、とりあえず必要な措置を講じ、速やかに保護主任者（保護主任者に代わってその職務を行う者を含む。以下同じ。）に対し、保護を必要とする理由、保護上注意を要する事項等を報告し、その指揮を受けなければならない。

(保護の場所についての指示等)

第 5 条 保護主任者は、前条による報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の

保護のため最も適当と認められる場所を指示する等、保護のため必要な措置を講じなければならない。

(1) 精神錯乱者

最寄りの精神病院その他の精神障害者収容施設又は保護室

(2) 酩酊者

保護室

(3) 迷い子（人）

交番又は駐在所（最寄りに保護室がある場合又は家族等が迷い子（人）を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあつては、保護室）

(4) 病人又は負傷者

最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して、医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあつては、保護室）

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者

保護室

2 前項各号に掲げる被保護者であつて、短時間内に引渡し等を行い得る者については、前項の基準にかかわらず、交番、駐在所その他適当な場所で保護することができる。

3 警察官は、保護に着手した場所から保護の場所まで被保護者を同行する場合には、人目に立たないようにする等、被保護者の不利とならないように配慮しなければならない。

（家族等に対する引渡しの措置）

第6条 前条による保護を行ったときは、速やかに家族等に通知し、被保護者を引き渡すための措置を講じなければならない。

（被保護者の住所等の確認措置）

第7条 前条の措置をとるに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができない場合又は申し立てても確認することができない場合であつて、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、保護主任者の指揮を受けた上、第5条の保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることができる。

（事故の防止）

第8条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならない。

2 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合であつて、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることができる。ただし、この手段は緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けて行うものとする。

（危険物等の保管）

第9条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持しており、事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当

該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

- 2 前項の措置をとる場合において、被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品を所持する場合は、同項の規定に準じて、努めて保管するようにするものとする。
- 3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条の保護の場所において立会人を置いて行うものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その品名、数量及び保管者などを明確にし、法令によって所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、当該関係機関に引き継ぐものとする。

(異常を発見した場合の措置)

第10条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合には、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て警察署長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた警察署長は、速やかに事案に応じて調査、医療等の措置を講じなければならない。被保護者の死亡、自傷行為等重大な事故の場合は、直ちに警察本部長に報告するとともに、被保護者の家族等が判明しているときは、その者にもあわせて通知するものとする。
- 3 第1項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、警察署長は、これを発見して、なお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置をとらなければならない。

警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であつて、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。

(関係機関への引継ぎ)

第11条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、警察署長の指揮を受けた上、次の各号に定めるところにより、措置するものとする。

- (1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる県知事若しくは市町村長又はその委託を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前号に掲げる場合であっても、同法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

- 2 前項第1号による関係機関への引継ぎを行う場合は、別記様式第2号によって行うものとする。

第3章 保護室

(保護室の設置)

第12条 警察署には被保護者の数、状況等を勘案して所要の保護室を設置するものとする。

る。

2 警察署長は、保護室の整備、改善、保健衛生その他維持管理の適正を期さなければならない。

3 被保護者を保護室に収容した場合においては、保護主任者は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して保護に当たらせなければならない。

(保護室の構造設備等の基準)

第 13 条 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 留置施設と別個に設けること。

(2) 一室の面積はおおむね 7.5 平方メートル以上とする。

(3) 道路その他外部から見とおすことができない構造とすること。

(4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。

(5) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。

2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておかななければならない。

(保護室に関する特例措置)

第 14 条 保護主任者は、警察署長の指揮を受け、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切と認められる場合には、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者の収容に相当と認められる施設を保護室に代用することができる。

第 4 章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第 15 条 保護主任者は、24 時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要があるときは、警察署長の指揮を受け、あらかじめ所轄簡易裁判所の裁判官に対し、警職法第 3 条第 3 項ただし書に規定する許可状を別記様式第 3 号によって請求しなければならない。

(簡易裁判所への通知)

第 16 条 警察署長は、毎週水曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までに取り扱った保護事件について、警職法第 3 条第 5 項又は酩酊者規制法第 3 条第 4 項の規定による通知を別記様式第 4 号によって行わなければならない。

第 5 章 保護と他の法令等との関係

(保健所長への通報)

第 17 条 警察官は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。)第 23 条又は酩酊者規制法第 7 条に該当する者を保護した場合には、直ちに最寄りの保健所長に通報しなければならない。

2 通報は、別記様式第 5 号により、警察署長が行うものとする。ただし、急を要する場合等においてはこの限りでない。

(被保護者が非行少年であることが判明した場合の措置)

第 18 条 警察官は、被保護者が少年であって、少年警察活動規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号)第 2 条第 5 号に規定する非行少年又は同条第 6 号に規定する不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、当該少年について、同規則第 13 条又は第 14 条の規定による活動を行うものとする。

2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第 25 条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

(被保護者が要保護女子であることが明らかとなった場合の措置)

第19条 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項に規定する要保護女子であることが明らかとなった場合においては、当該被保護者が少年であって、第11条第1項第2号又は前条第2項の規定により関係機関に通告する措置をとった場合を除き、最寄りの女性相談センター又は女性相談員若しくは福祉事務所に通知しなければならない。この場合においては、女性相談センターの一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮するものとする。

(被保護者と犯罪捜査等)

第20条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則第2条第3号に規定する触法少年若しくは同条第4号に規定するぐ犯少年であることが判明するに至った場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしてはならない。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

(児童の一時保護等)

第21条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し、又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて、児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により、家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項又は第90条第5項の規定により、少年院から逃走した者等を連れ戻す場合
- (5) 少年鑑別法（平成26年法律第59号）第78条第2項又は第79条第5項の規定により、少年鑑別所から逃走した者等を連れ戻す場合
- (6) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により囑託された引致状を執行する場合
- (7) 売春防止法第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により収容状を執行する場合
- (8) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合

2 前項の場合においては、第3条、第8条から第10条まで、第12条第3項、第14条及び第22条の規定を準用するものとする。

第6章 雑則

(保護取扱簿)

第22条 保護主任者は、この規程による保護を行ったときは、別記様式第1号による保護取扱簿に所要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(費用の負担)

第23条 保護のために要した食費、医療費その他の費用は、本人又は引取人等にこれを弁

済させるものとする。ただし、本人及び引取人等に弁済能力がないときは、責任を負う機関に引き継ぐ場合は当該機関に負担させることとし、その他警察において負担することが真にやむを得ないものと判断される場合には警察において負担するものとする。

(保護取扱状況の報告)

第24条 警察署長は、6か月ごとにこの規程によって取り扱った保護の状況を別記様式第6号により、その翌月15日までに、警察本部長に報告しなければならない。

附 則 (昭和35年岐阜県警察訓令第7号)

- 1 この規程は、昭和35年5月18日から施行する。
- 2 昭和34年岐阜県警察訓令第3号要保護者取扱規程は、この規程施行の日から廃止する。

附 則 (昭和52年岐阜県警察訓令第6号)

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年岐阜県警察訓令第8号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年岐阜県警察訓令第8号)

この訓令は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年岐阜県警察訓令第26号)

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成16年岐阜県警察訓令第6号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年岐阜県警察訓令第34号)

この訓令は、平成19年8月3日から施行する。

附 則 (平成20年岐阜県警察訓令第13号)

この訓令は、平成20年8月25日から施行する。

附 則 (平成26年岐阜県警察訓令第12号)

この訓令は、平成26年7月22日から施行する。

附 則 (令和2年岐阜県警察訓令第23号)

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

保護取扱簿

署長	副署長	刑事生活安全官	生活安全課長	課員	着手時保護主任者	解除時保護主任者

◎ 取扱者 (係別、階級、氏名、印)	係 交番 駐在所						印 印
◎ 被保護者	1 住所						
	2 職業	男					
	3 フリガナ氏名	女	4	年	月	日(歳)	
◎ 発見者 (住所、氏名)	TEL						
◎ 発見日時	年	月	日	午前後	時	分頃	
◎ 発見場所	1 路上 2 民家 3 駅構内 4 公園広場 5 交通機関内 6 飲食店 7 その他()						
	◎ 発見の端緒						
◎ 保護の区分	1 警察官の発見	2 一般人からの通報	3 家族・知人からの連絡	4 本人からの願い出	5 その他()		
	1 精神錯乱者	2 でい酔者	3 酩酊者	4 迷い人(認知症)	5 迷い子(人)	6 病人	
◎ 保護の場所	7 負傷者	8 要保護少年	9 その他()				
	警察の施設内			6 精神病院	7 一般病院	8 その他()	
◎ 保護の法的根拠	1 警職法第3条	2 酩酊者規制法第3条	3 児童福祉法第33条	4 その他()			
	◎ 発見時及び保護の状況						
○ 負傷、病気及び着衣等の損傷部位、程度			○ 医師の診断	日	時	月 日 午前後 時 分	
				病院及び医師名			
				診断結果			
○ 保護の期間(時間)	月	日	午前・後	時	分	～ 月 日 午前・後 時 分	
○ 保護室	月	日	午前・後	時	分	～ 月 日 午前・後 時 分	

○ 家族等への連絡・手配状況	日	時	分	措 置 (手配・引取)											
○ 保護上の留意事項															
○ 保護室等における状況	日	時	分	状 況										動 静 監 視 者 印	
○ 保管金品	品 名	数 量	預 り 欄				返 還 欄								
			預入月日		取扱者印		返還月日		取扱者印	受領者署名等(被保護者との関係)					
○ 給食	月 日		月 日			月 日			月 日			月 日			
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕
○ 関係機関への通報等	保護期間延長許可状の発付			有・無		保健所長等に対する通報				有・無(月日)					
	簡易裁判所への保護通知			有・無(月日)											
○ 身柄引渡(引継)日時	年 月 日 午 前 後 時 分														
○ 身柄の措置	1 単 独 保 護 解 除				2 刑 事 手 続 等				法 第 条						
	3 家族・知人等への引き渡し				住所(引受機関名)・電話										
	4 保護機関への引継ぎ				続柄・職業・氏名(引受者職氏名)										
○ 参考事項															

- 備考 1 不動文字欄は、該当するところを○で囲み、番号のあるものについては番号を、番号のないものについては不動文字を囲むこと。
- 2 「○印」欄は取扱者が、「○印」欄は取扱者又はその他の者が記入すること。
- 3 被保護者の身柄の措置で「単独保護解除」の場合は、その理由を参考事項欄に記載すること。
- 4 保護主任者は、全部について検討し、必要に応じ補足すること。

年 月 日

殿

警察署長

要保護者の引継書

下記の要保護者を発見し、
に収容したが、保護者（受取人）が不明
（住所・氏名が不明）でありますから、警察官職務執行法第3条第2項の規定により引継ぎ
をします。

発見した年月日時	年 月 日 午 時 分
発見場所	
発見時の状況 交通事故・自殺その他の事由を付記する。	
要保護者の氏名関係人・ 同伴者の住所・氏名 不明の場合は、人相・着衣 ・特徴	
要保護者の所持金品 及びその措置	
収容先	
その他参考事項	

別記様式第3号（第15条関係）

保護期間の延長許可状請求書

下記の者に対する警察官職務執行法第3条第4項の規定による保護期間の延長許可状の発付を請求する。

年 月 日

簡易裁判所

裁判官 殿

警察署 印

被 保 護 者	住所・職業・氏名 生年月日・性別 健康状態	
保護を開始した日時		年 月 日 午 時 分
保護の場所		
保護の理由		
保護期間の延長を必要とする理由		
引続き保護を要する期間		年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで
備 考		

別記様式第5号（第17条関係）

第 号
年 月 日

保健所長 殿

警察署長

精神障害者等の保護に関する通報書

精神障害者、覚醒剤の慢性中毒者（又はその疑いのある者）、アルコール慢性中毒者（又はその疑いのある者）と認められる者を保護（発見）したので、精神保健福祉法第23条、酩酊者規制法第7条の規定により通報する。

要 保 護 者	氏 名 生年月日（性別） 職 業 住 所 又 は 人 相 着 衣 ・ 特 徴	
保 護 開 始 日 時	年 月 日 午 時 分	
保 護 の 場 所		
発 見 の 場 所		
要 保 護 者 の 状 況		
そ の 他		

